

千葉市告示第387号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月2日

千葉市長 神谷俊一

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 長作町内会第6組
- (2) 事務所 千葉市花見川区長作町1299番地
- (3) 代表者の氏名及び住所
 圖師 仁美
 千葉市花見川区長作町1218番地35

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
 「保坂 辰也」を「圖師 仁美」に改める。
- (2) 代表者の住所
 「千葉市花見川区長作町1322番地5」を「千葉市花見川区長作町1218番地35」に改める。